

第218回 北九州市個人情報保護審査会 議事録

日 時	令和4年10月31日(月) 16:15~18:05
場 所	北九州市立文書館2階A会議室
議 題	個人情報保護法の改正に伴う北九州市及び北九州市議会の個人情報保護制度における対応について(公開審議)
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、神原委員、川島委員 総務局 局長 大庭、総務部長 末吉 法制課 課長 河田 文書館 館長 花本、係長 成富、主任 村末 市議会事務局 事務局長 福島 総務課 課長 藤富、係長 福岡、係長 寺坂、主査 古森 政策調査課 課長 森
事務局	総務局文書館 係長 芦屋、主査 林
傍聴人	1人
内 容	

- 議題1 個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度における対応について(北九州市)
(総務局文書館)《成富係長より議題1の内容について説明》
- 議題2 個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度における対応について(北九州市議会)
(市議会事務局総務課)《寺坂係長より議題2の内容について説明》

質疑応答

議題1 個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度における対応について(北九州市)

(審査会) ただいま諮問庁からご説明いただきましたが、委員の先生方からご質問等ございましたら、まず、議題1の、北九州市の関係についてご質問等をお伺いして、その後、議題2の市議会の関係について、質問等をお受けしたいと思えます。区切ったほうがよろしいかと思えますので、まず議題1の関係で、ご質問等ございましたら、手を挙げて質問していただければ。各論点についての、すべての質問ということで、よろしいですか。

(審査会) 個人情報ファイルの関係で、概要に個人情報ファイル簿とあるんですが、帳簿というのはデータベースのことなんですよ。帳簿というのが、あまりピンとこなかったんですけど。それと、ファイル簿のところの「個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない」、この公表の具体的な方法はどこで分かるのかということと、確認ですけれども、「地方公共団体においては、条例

で定めるところにより、個人情報ファイル簿に加えて、別の個人情報に関する事項を記載した帳簿」にいう、「別の」というのは、帳簿に係るものですか、それとも個人情報に係るのかなと思ったんですけど、ここがよく分からなかったのです。

(審査会) 諮問庁から、回答をお願いします。

(市) 参考資料としてお手元にお配りしております、参考資料の④「行政機関等匿名加工情報の作成イメージ参考資料【個票2】」ですけども、「個人情報ファイルとは」で、特定の個人を識別することができる、容易に検索できるように体系的に構成しているものが個人情報ファイルですので、具体的には診療報酬の明細書であるとか、各ファイルごとに含まれる項目や利用目的等を記載した個票を作成しまとめたもの、これを帳簿という言い方をしております。個人情報ファイル簿ということで。

(審査会) 詳しくはないですが、年金でもそういうものが別々に各部署にあるものをまとめたものを帳簿と。

(市) 部署ごとに作成しております。

(審査会) 部署ごとにある。それが1つにまとまる訳ではないんですね。

(市) 1つにまとめる訳ではありません。各部署ごとの個票を集めて、1つのまとまったファイルにしますのです、そのファイルを見れば、本市が持っている個人情報がどういうものなのか、というのは分かる形になっています。その個人情報ファイルが、どういった名前ですとか、住所とか、どういった項目が入っている、というのがそれぞれの事業ごとに1枚の紙になります。その1枚の紙を各部署が作りますので、それを最終的に1つのファイルとしてまとめて公表する、という形になります。

(審査会) 公表は、どういう形でなされていますか。

(市) 公表に関しては、基本的には紙媒体として、文書館に備え付けを1つしているということと、ホームページ上でアップをいたしますので、ホームページでご覧になっていただきます。

(審査会) ホームページを見れば、どこに何をどうすれば、どこにあるのかを見つけることができる。

(市) ホームページ上で「個人情報ファイル簿の公表」というような、1つのページを設けますので、そちらをご覧になっていただけましたら、ファイル簿にアクセスしていただく形になります。

(審査会) その次の文章の、「個人情報ファイル簿に加えて別の」という、この「別の」は何ですか。

(市) 「帳簿」に係ります。個人情報ファイル簿という形で作成をしなければならぬというのは法で決まっておりますので、これは必ずなんですけど、個人情報

ファイル簿として作らなければならない情報であるとか、それ以外、千人未満のものとか他のものですね、それに関しては個人情報ファイル簿という名称ではなく、福岡県ですと、事務取扱名簿だったか、別の名称で同じような記録の項目を分かるような形で記載したものを、個人情報ファイル簿と重複する形にも一部になるかと思いますが、別途作っているという規定になります。

(審査会) この「別の」は「帳簿」に係るんですね。

(審査会) 今のに関連して、本人の数が千人未満の個人情報ファイルというのがあるってことですが、具体的には、千人未満のファイルって、どういう個人情報のファイルですか。千人未満というとかかなり数が少ないファイルだと思うんですけど、具体的にどういったものがあるか、教えてください。

(市) 文書館の例で申しますと、個人情報の訂正請求ですとか、利用停止の請求ですとか、制度としてはございますが、あまり請求される方がおりませんので、保存している年限のもので申し上げましても、千人には満たないものです。

(審査会) 千人未満の個人情報ファイルって、いくつくらいあるんですか。ホームページ見れば分かるんですか。

(市) これまでの個人情報ファイル簿には、本人の数が何人かという記載項目がございませんので、これに関しては原課に聞かないと、こちらでは把握はしてないです。

(市) 審議にご入用ということであれば、後ほど確認をして、各先生方に結果を報告いたします。すいません、今ちょっと手持ちで回答できないということで、ご了承いただければと思います。

(審査会) この個票4の、論点の最後のところ、「今後は本人の数が千人未満の個人情報ファイルについても同様に帳簿の作成、公表が必要と考える」ということは、今後は、この千人未満のものも、帳簿の作成、公表をしていくというご提案、こちらの方向で変えていくということで理解してよろしいのでしょうか。そうなりますと、場合によっては、個人情報ファイルが、例えば該当する人が1人でもいた場合は、ファイルを作ることに今後なっていくのか。つまり、ファイル項目が今後増えていく可能性はどれくらいあるのかということをお尋ねしたい。例えば、1人しか、2人しかいない個人情報ファイルができてしまうと、いくら匿名化したところで、自分以外にあと1人いるんだな、ということが分かってしまうとか、自分しかいないという事実が分かってしまうということになりかねない。ここのイメージが具体的に分からないけど、診療報酬明細書とかでしたら、多分たくさんいるんだなというのは分かるんですけど。今後1人しか該当者がいないものができるという可能性というのはあるのでしょうか。このあたりは運用と、まず最初に公表、千人未満も今後公表していくことで考えていらっしゃるということでもよろしいのかということと、そう

なると項目が増える可能性。

(市) 現在、本市では個人情報ファイルを作成し公表しており、人数は特に制限はしておりませんので、千人未満のファイルも、実際作成してホームページに載せております。個人情報のいわゆる集合体になりますので、1人2人というのは考えにくいんですけど、千人未満のものは匿名加工情報の提案、提供制度の対象外となりますから、そういう危険はないと。

(審査会) 大丈夫だと。

(審査会) 手数料の実費相当額という表現があるんですが、コピー代というのは想像がつくんですけど、コピー代以外にも実費相当額っていう形になるような事例、場合はどんなことがあるのか、お聴かせいただけますか。あと、最後の論点及び検討概要で、「これとは別に実費相当額について徴収することを可能としている」という表現で、こういった可能となる場合という、どういう事が想定されるのか、教えていただけますか。

(市) コピー以外の実費といいますと、最近多いのは、データを、PDFをCD-Rに入れてほしいという方がたまにいらっちゃって、その場合はCDのいわゆる実費代を出していただく、そういう形があります。

(審査会) 14ページの個票6、開示決定等の期限について、現状の期限、15日以内ということと、あと、延長の決定期限が、法律が30日になって、30日以内ということですが、開示決定の期限について、例えば福岡市では7日で、さらに短い期限となっている自治体もあると伺っております。本市においては、7日はやはり事務的に難しいと、現状どおり15日以内とする必要があるという判断されたのか、どうして15日以内が難しいという事情があるのかどうかですね、教えていただきたいと思います。現状が15日というのは分かっている、それよりさらに、短くすることができないのかどうか、そこを検討されたかどうかを教えていただきたい。

(市) 福岡市の場合は営業日、7営業日というふうな規定の仕方だと思います。本市の場合は休みの閉庁日を含めた15日ということになっていまして、現行の規定を維持するという基本的な考え方がございますので、それで15日という形。

(審査会) 今の関係で、7営業日以内と15日以内というのは、7営業日のほうが短いわけですね。それは、7営業日以内は対応が難しいということでしょうか。そこを聴きたかったのが、事務的にやっぱり対応が難しければやむを得ないのかなと思うんですけども。

(市) 現行の開示決定の事務の視点から見ていくと、開示不開示の判断でそれなりに慎重に行うというところで時間を要するということがありますし、文書の特定に比較的時間を要する場合というのもございまして。例えば住民票の交

付履歴ですと、7区役所どこでも取れる、出張所でも取れるということになりますので、所管課、住所区の市民課としては、それらすべてに照会をしたうえで交付履歴を確認しているというところもございます。それを7営業日まで縮めるというのは、事務的にはやはり困難が大きいなど。

(審査会) 個票5の不開示情報の範囲ですけれども、2ページ目の真ん中あたりの「任意提供情報を不開示情報とする」というところで、法人または個人からの任意提供方法（他に開示しないことを条件に得た情報）と限定されたのですけれども、これがどういう情報なのか、具体的にイメージできないです。他に開示しないことを条件に得た情報というのは、どういう情報なのか。これは情報提供したほうが開示しないでくださいというのか、受け取る側が開示しないから情報くださいというのか、よく分からない。

(市) 私どもがいろんな契約事務、いろんなご提案をいただく時に、契約をするにあたっての提案募集をすることがありますが、やはり各会社の特許に関わるようなことであれば、契約事務一般として落札者の情報は開示するという大原則があるんですけれども、落選した企業の情報も入手はしておりますけれども、そこは公表しないとか、そういった特許に関わること、あるいは、落札業者においても、特許に関わる部分については、契約事務の中で絶対に開示するというルールがない場合は、その情報については不開示とするような、そういったことが考えられるかと。

(審査会) 双方不開示を条件にして、情報が出たという状況があるんですね。ということは、その時には当然不開示だと。

(市) 法でも不開示が認められておりますので、そういう情報については不開示にする。

(審査会) 法人は当然にここが不開示であり、個人の場合は第三者に関する情報に含まれるから、あえて決めなくていいと。

(市) 現行条例では、法人からであれ個人からであれ、任意提供情報として2号で不開示情報としておりましたが、改正法では、法人からについては法人情報の中に含むような形で制限されておまして。個人からの任意提供情報でこれを開示しないということを条件にしたようなものである場合は、改正法に明確な規定はないけれども、開示請求者以外の第三者とのやり取りとして、その内容を開示することによって特定される可能性が非常に高いということもございますので、開示請求者以外の第三者の情報ということで不開示にすることができると考えております。

(審査会) 情報提供者個人の情報ではなく、情報に関して第三者が出てくるから、その絡みから、第三者の情報が入っているから不開示になると。

(市) 個人からの任意提供情報の場合、その個人自体が、開示請求者以外の第三者

となりますので、その方の情報ということで、内容だけであったとしても、どなたかということが分かる可能性が高いですので、そういった意味でも、開示請求者以外の第三者の情報ということで、2号で考えることができる。

(市) 先ほど委員からご質問があった、改正法で手数料を無料とし、これとは別に実費相当について徴収することを可能としていることについて、法律上は取りなさいとなっていますけども、国の解釈で、無料にして、実費でも取ることができる、とされています。

(審査会) 個票 8、16 ページですけど、審査会の役割ってというか、そういう部分について、詳しく説明していただきたい。改正法では、審査会への諮問が書いてあるんですけど、その下にある事務について、それに関して、利点と、新しい個人情報保護法体制下の審査会の違いがあるのか、役割的な縮小とか、変化があるのかどうか。詳しく説明していただきたい。

北九州市個人情報保護審査会は、審議事項、審議が要請された場合だけ、請求があったときだけは諮問、それ以外の仕事は無くなるんですか。

(市) 改正法が施行されてからは、北九州市個人情報保護審査会の諮問という形の、審査請求に絡む調査審議はこれまでどおり、同様に行っていただくようになるんですけど、例えばオンライン結合を行う場合の報告とか、原課の個人情報の目的外利用に関しての特別な理由に該当するかどうか、といった、個々の事案に関しては、改正法では、個人情報保護委員会への相談とか質問、そういった形での対応となりますので、今後審査会への諮問は無くなります。ただ、それ以外ですね、今回の条例改正制定時の検討とか、別の法律からになりますがマイナンバーによる特定個人情報の保護評価書とか、そういった部分はこれからも引き続きお願いすることになりますので、大きな違いはそれ程ないかと存じます。

(審査会) 個人情報保護法で規定されている、個人情報保護委員会の仕事として入るとのことなんですね。

(市) 個別の事案に関しましては、個人情報保護委員会への諮問ではないですけども、形は変わりますが、解釈とかそういったことはそちらへ問い合わせることになります。

(審査会) 先ほどお尋ねした、11 ページの個票 4 について、千人未満の個人情報ファイルについては、行政機関等匿名加工情報制度の対象外だというご回答をいただいたんですが、匿名加工情報制度、新しくできるものについて、どのようなファイルが対象外になるのかという説明は、個別の、改正法などを見ないと分からないということでしょうか。千人未満の個人情報ファイルは匿名加工情報制度の対象外ということをお聴きしたものですから。千人未満の個人情報ファイルはとりあえず対象、それは先ほどの質疑応答で、ただこれは匿名加

工情報制度の対象外だとお聴きしたんですが。匿名加工情報制度の説明の中に見つけることができなかつたので、確認させていただいてよろしいでしょうか。

(市) 匿名加工情報の対象となるそもそもの個人情報ファイルというのは、国が規定している、個人情報ファイル簿を作成公表している各ファイル、というのが1つの条件になりますので、国は千人未満のものについては、個人情報ファイル簿を作成公表しない、そこから除外すると決めておりますために、行政機関等匿名加工情報の対象から千人未満のものは除かれている、ということになります。

(審査会) それは改正法のどの部分になりますか。

(市) 改正法の60条3項で、匿名加工情報がございまして、次の各号にいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報、という形になっておりまして、次のいずれにも該当する個人情報ファイルというのが、1号2号3号で書かれているんですけど、千人未満に関しましてはこの1号、75条2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により、同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととなるものでないこと、ってあるんですけども、千人未満のものについては除くというのが、この75条第2号各号に含まれておりますので、対象外となっております。

(審査会) 12ページの個票5の、不開示情報のところで、公務員の氏名については、現行条例でも改正後の条例でも開示情報ということになっておりまして、これは、市民の知る権利の観点から、非常に改正法に比べて進んでいるということですが、これは改正法を根拠にすると不開示の結論になる、条例を根拠にすると開示になるということで、適用する法律によって、結論が異なる事態になるかと思うんですね。それは、問題ないのか。改正法は必要があれば追加ができるということなんですけど、適用する法律によって結論が異なるような場合にまで、追加を認めるのかってところは、個人情報保護委員会に確認されたんでしょうか。

(市) こちらに関しましては、いろんな市も、本市に限らず、公務員の氏名に関してを今まで公表しているところは多かつたようで、78条の2項で、条例で追加して構わないのかという問い合わせは何個もあっておりまして。それに対して個人情報保護委員会は、公務員の氏名については、78条2項をもって条例で規定することで開示することとして構わないと申しておりますので、これは構わないと感じております。

(審査会) 9ページですが、要配慮個人情報については、国の法律が定められておりますし、それにですね、個人情報任意規定として加えていますけど、条例で定めるところのメリットってありますか。同じレベルの条項になっているのであ

れば、無くてもいんじゃないかっていうことなんですけど。細かく規定することによって、国が定めている範囲よりも狭くなる可能性もあるのではないかとということなんですけど、その点はいかがでしょうか。

(市) 個人情報の考えとしましては、現行条例で定めている要配慮個人情報と、改正法で定めのある要配慮個人情報は、全く同じ書きぶりですので、改めて条例要配慮個人情報として定める規定を置く必要はないと考えております。条例要配慮個人情報を定めるということになりますと、改正法の要配慮個人情報にプラスして、何かしら地域の特性に応じたものがあれば、ということですので、個人情報保護委員会も特に何かを想定しているというわけではないと申しておりますので、本市としても特に必要はないと考えております。

(審査会) それでは追加されている地域の特性とか、そういうところの、要配慮個人情報に対する条項について。

(市) 現行の個人情報保護条例が、各自治体でバラバラな取扱いになっているなかで、地域の実情に応じて国の改正法で定めている以外に地域として条例要配慮情報として定める必要がある場合は定めて構わないということなので、国としては、全部羅列したときに、そういった特性がある事例を把握しておられるかもしれないんですが、先ほど担当が申しましたように、個人情報保護委員会にも照会をかけておりますが、特段こういったものという想定はされていないと回答を得ているところです。

(審査会) 議題1については、また後からあれば。時間の関係もありますので、議題2、よろしいでしょうか。議会の関係ですね。議題2の関係で、ご質問等ございましたら、お願いします。

議題2 個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度における対応について

(北九州市議会)

(審査会) 議会で保有される、事務局の職員が作成取得した個人情報は、具体的にはどういったものがあるのか、個人データも含めて、教えてください。

(市議会) 基本的には、議員履歴や傍聴に来られた方の氏名や住所などの情報があります。市とは違って、議会は広範なデータは持っていません。保険業務や年金業務を行っているわけではありませんので、千人以下のデータが多いです。

(審査会) データベース化されていますか。

(市議会) 個票として持っているものや、傍聴者に名前等を書いてもらった、その紙自体を保存しています。データベース化しているものもありますが、傍聴者に書いてもらった紙などデータベース化されていないものもあります。

(審査会) 資料18ページの、条例の対象となる個人情報で、議員が作成取得した個人

情報は対象としないと説明を受けました。議員が基本的に活動するときには、書類を職員が作る事は、十分想像できるんですけど、法律案等を作るために調査活動を行うなど、議員単独で行うことは全く想定できないのですか。

(市議会) 議員が議員活動を行う場合に単独で書類を作成することは想定されますが、議員活動に対する阻害になる恐れがあることから条例の対象外としています。例えば調査活動であれば、議会には政策調査課がありますので、政策調査課が関与して得た個人情報であれば事務局が保有している情報となります。議員が個人的に得た情報については、事務局では把握できません。

(審査会) 議員が個人で持っている情報について、第三者に提供するなどの個人情報保護法に違反するような行動をした場合には、条例としては、何も規制されないのですか。

(市議会) 議員の政務活動を市議会事務局が管理監督しておらず、議員が持っている個人情報については、議員活動における重要なものもあり、事務局にすべて提出を求めることもできません。これらの事から全国市議会議長会などが総務省などと協議して、議員が個人で持っている個人情報については対象外としています。

(審査会) 26 ページの個票 4 について、公務員の氏名の開示ですが、この議会の条例は、公務員の氏名の開示の公務員は、議会事務局の職員だけなのか、議員の名前も含まれるのか。議会における公務員の氏名の具体的なところを教えてください。

(市議会) 個人情報開示請求において、議員の氏名が記載されている可能性は低いですが、開示される公務員に議員が含まれます。

(審査会) 28 ページの開示決定の期限について、議会の場合は、開示決定するのに時間はかからないと思われるのですが、15 日も必要でしょうか。

(市議会) 先ほど議論がありましたが、持っている個人情報によっては、軽々に判断して出していいのかという問題があります。そこを判断しないとイケないのですが、期限を短くすることによって延長することが前提になってしまうと、期限を短くしたが、実際に情報が出てくるのは 37 日かかりましたということも起こる可能性がある。事務方として例えば、その情報を渡していいのか、この情報が出すに値するのかなど、検討する必要があり、期限を短くすることによって延長が常態化して、結果、遅くなってしまふことを無くすとすると、今の事務期間が適切だと考えています。

(審査会) 議題 1、議題 2、どちらでも結構ですが、他にございませんでしょうか。

(審査会) 業務とは直接関係ないんですけど、ビックデータを企業が欲しいと言えば提案があって、それを加工して渡すということになってますね。加工は誰がするんですか。加工は今、個人情報、いろんなデータベース作ったりしている各会

社に委託するんですか。

(市) 希望がありまして審査をしたうえで提供することができると、審査に合格した場合は、作成という過程に入るんですけど、加工に関しては、市の職員ができるレベルであれば市の職員がやっても構わないし、もちろんデータの量とか、項目とか、あとはやはり加工の難しさとか、そういった部分を総合的に勘案して、業者への委託というのも認められております。ですので、そういったシステム業者とか、加工ができる業者に委託して、その委託料は手数料に上乘せる形になりますが、手数料として納入してもらおうという形になります。場合によって、おそらく大体の場合は委託をして、確実に復元できない、絶対に誰のものが分からない状態にする必要がありますので、やはり職員がやるよりもそちらのほうが確実だろうというところは、考えております。

(審査会) 今いろんな個人情報管理されて、委託されてますよね。その追加みたいな感じになるんでしょうか。

(市) 各システムごとに委託業者にシステムの管理運用等は委託をしておりますので、場合によっては同じ業者をお願いをするということも1つ考えられるとは思いますが、やはり1つの契約になりますので、その業者でなければならぬという理由がない限りは、通常どおり入札とか、指名入札とか、加工のできる業者の中から、入札とかの形で契約先というのも決める形になるかと思っておりますので、必ずしもシステムの運用保守等をお願いしている会社には限らないと、考えております。

(審査会) 費用か報酬とか、費用かというのは入札なんだろうけど、当然、大きな個人情報を扱うわけですから、その都度業者が変わるなら、その都度業者の審査もするんですか。

(市) 何万人のデータを扱うようなシステムを管理している場合に、ケースバイケースで、担当者が説明したようなことが原則的な考え方であるとは思いますが、先生がおっしゃられたように、システムを管理している事業者に委託を出すこと自体が個人情報保護の観点からやはり欠かせないということであれば、それは特命随契についても考慮する余地はあるかと思っております。いずれにしても一番大事なのは、この必要なデータを匿名化することが適切に担保できるような事業者にしてもらうっていうことを最優先で考えていくことになるかと思っております。

(審査会) その担保がどうなのかなと思います。今までいろんな個人情報のお話した事あるんですけども、その事業を業者に委託して、そこで情報漏れがないのかなと、いろんなところで出てきた話なので。今回も、加工と書いてある、加工も何種類かあるみたいですけど、加工と一言で言えればそれまでなんですけど、どのようにされるのかというのがあったものですか。

(市) 冒頭ご説明申し上げた資料の2ページ目で、匿名化する例示みたいなもの、ここに②で表記させていただいておりますけども、行政としては基本、最後は市の責任ですので、匿名化したデータ、出来上がったデータが、こういったものがきちんと消されているかどうかについては当然、情報所管課で確認をして、それで提供していくことになると思いますので、技術的に匿名化するところが市の職員で確実にできるのか、そのほうが間違いなくできるのか、あるいは、システムを管理している事業者任せないと駄目なのか、あるいは、そうではなくてそのシステムを管理している事業者にかかわらないけれども、そのプロの事業者任せのほうがいいのか、それはそれぞれのデータと、どういったふうに匿名化していくかっていうことの中で、最適なやり方で選択していくことにあると考えています。いずれにしても、最後は市の責任を持って、確認をします。

(審査会) 委託するということには委託するために、かなり厳しい業者さんの選定ってあるんですね。まだ、そこまでは具体的に決まってないんですね。

(審査会) 諮問庁への質問は、これでいったん区切りということでしょうか。

審議

(審査会) ただいまの諮問庁のご説明を踏まえて、条例制定に係る論点整理について審議を行いたいと思います。

各論点を見ましたが、それについての審議、ご意見がございましたら。現時点でのご意見で構いません。

(審査会) 法律改正に伴って条例改正ということですので、また市の提案や議会の提案内容を見ても、同等のレベルを維持しようとする点は評価したいと考えています。先ほど質問の中にもありましたけど、条例の中の要配慮個人情報につきましては、一応同じレベルではありますけど、それを条項として入れることに対しては特に抵抗はありませんが、法律との部分で、強化するのか、それともそのまま定義をするのか、不明なところがありましたので、その点は指摘したいと思います。

また、国の個人情報保護委員会と審査会との関係というところで、審査会が果たしてちゃんと機能できるかが疑問だったのですが、今のところでは、地域の問題として北九州市からの請求が必要だと、専門的な知識とか、そういう条件が必要だということで、審査会を活用し、諮問の機能もそのまま持続するというので、現状維持的な条例案として、いいと思いました。

議会は、基本的に今回、個人情報保護法から除外されていますので、審査機能を補うために条例で審査会へ諮問機能を持たせることは、評価できます。

- (審査会) 市と議会いずれについても、現行の条例と比較して、今回の改正によって、市民の知る権利が後退したり、市民の利便性が後退したりするところは認められないと言えると思いますが、利便性や知る権利が向上できるのであれば、さらに踏み込んだ改正案もあり得るのかなと思いました。ただ、先ほどの説明では、提案の内容について、合理的な理由があると思われましたので、やむを得ないと思いました。全体的な方向性については、現段階では特に不満はありません。
- (審査会) ただ、今日の段階での意見ですので、次回また議論することになると思います。次回、ご意見を伺いましょう、まだ議論は続きますので。
- (審査会) 問い合わせ、質問が必要な問題については、今回しかないということですね。お答えしていただける機会は今回がメインになるということですね、回答が必要なことについては。つまり、今回の資料を読んで、聴いておきたいことをすぐこの場でお答えがいただける可能性としては今回のみで、次回以降は内部での議論になるということですね。
- (市) どなたか1委員から、こういうご質問があってこういうふうに回答しましたということは皆さんにお返しします。
- (審査会) 時間でございますので、本日の審議は、これで終了いたします。次回は、引き続き、条例制定に係る論点整理について審議を行ったうえで、当審査会の中間取りまとめ案を検討したいと思います。
- 次回、日程としては、11月10日の木曜日の午後6時から開催ということで予定しております。
- それでは、本日の審査会は終了いたします。

議事終了、閉会